

# 令和5年度浜松市障害福祉サービス事業者等指導方針

浜松市障害福祉サービス事業者等指導実施要領の3に基づき、令和5年度障害福祉サービス事業者等に対する指導の重点を次のように定める。

## 1 令和3年度障害福祉サービス等報酬改定に伴うもの

令和3年度障害福祉サービス等報酬改定は、以下の基本的な考え方に基づき、各サービスの報酬・基準についての見直しが実施されている。

制度の信頼確保及び利用者保護の観点に立ち、適正な請求が行われるよう、新設、変更があった基準、加算等について、各要件を満たしているか、必要な記録等が整備されているか等を確認する。

- (1) 障害者の重度化・高齢化を踏まえた地域移行・地域生活の支援、質の高い相談支援を提供するための報酬体系の見直し等
- (2) 効果的な就労支援や障害児者のニーズを踏まえたきめ細かな対応
- (3) 医療的ケア児への支援などの障害児支援の推進
- (4) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの推進
- (5) 感染症や災害への対応力の強化等
- (6) 障害福祉サービス等の持続可能性の確保と適切なサービス提供を行うための報酬等の見直し

## 2 指定基準省令の遵守について

指定基準省令の遵守状況を確認する。

特に、管理者、サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者の責務が果たされているかを重点的に確認する。

## 3 障害者虐待防止の更なる推進について

令和4年度より義務化された以下の項目についての対応を確認する。

- (1) 従事者への研修実施
- (2) 虐待防止のための対策を検討する委員会として虐待防止委員会※を設置するとともに、委員会での検討結果を従事者に周知徹底する。  
※虐待防止委員会に求められる役割は、虐待の未然防止や虐待事案発生時の検証や再発防止策の検討
- (3) 虐待防止のための責任者の設置

## 4 前回の実施指導での改善指導、助言指導事項について

○前回の実地指導において、改善指導、助言指導となった項目の取り組み状況を確認する。

改善指導事項等について、未対応がないようにすること。

## 5 業務管理体制の検査について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定事業者及び指定相談支援事業者並びに児童福祉法に基づく指定障害児事業者等、指定障害児入所施設等の設置者及び指定障害児相談支援事業者は、業務管理体制の整備・届出が義務付けられている。

検査は、各事業所の指定取消事案等となり得るような不正行為の未然防止のため、業務管理体制の問題点を検証し、各事業者が自ら業務管理体制の改善を図り法令等遵守に取り組むことを目的として実施する。

### 【確認事項】

- ・法令遵守責任者の役割及びその業務内容
- ・業務が法令に適合することを確保するための規程の内容
- ・業務執行の状況の監査（法令遵守に係る監査）実施状況及びその内容